

防犯登録の登録業務に係る誓約書
(兼)
個人情報取扱に係る管理責任者通知書

茨城県自転車二輪自動車商協同組合 御中

1. 当登録所は、防犯登録の登録業務を行うにあたり、防犯登録に関する法令を遵守するとともに、会則、防犯登録実施要綱、防犯登録に係る個人情報の取扱いに関する規程及び各種規定に定められた内容を遵守し、防犯登録の適正な普及に努めることを誓約します。
2. 当登録所は、第一項に定めた各種規定その他が今後適正な手続きにより改正された場合には、その時点で最新の規定について遵守することを誓約します。
3. 当登録所は、遵守すべき規定等に違反し、誓約内容を守ることができなかつた場合には、防犯登録の登録所としての指定を解除されることを予め認めます。
4. 防犯登録に係る個人情報の取扱いに関する規程第6条2項により、個人情報の取扱に係る管理責任者を下記のとおり通知します。

以上

令和 年 月 日

登録所名

住 所

代表者 (印)

電話番号

個人情報取扱：管理責任者

氏 名

所 属

防犯登録に係る個人情報の取扱いに関する規程

茨城県自転車二輪自動車商協同組合

第1条（目的）

本規程は、本組合及び本組合から防犯登録業務を委託された防犯登録所（以下「登録所」という）が登録業務を遂行するにあたり、個人情報の適切な取扱いを確保することを目的とする。

第2条（定義）

「個人情報」とは生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）をいうものとする。

2. 「登録個人情報」とは、前項に規定された個人情報のうち、登録所が委託業務の遂行のために取得した情報のことをいうものとする。

第3条（登録個人情報の保護義務）

登録所は、登録個人情報の取扱いについて関係する防犯登録実施要綱（以下、「実施要綱」という）法令、ガイドライン等を遵守するとともに、その具体的な取扱いに疑義が生じたときは、本組合の指示に従うものとする。

2. 登録所は、登録業務の遂行にあたり、登録個人情報の保護に努めるとともに、登録業務以外の目的に利用してはならないものとする。
3. 登録所が登録業務以外の目的で、個人情報を利用しようとするときは、登録所自らが、適法・適正に当該個人情報を取得するとともに、必要な安全管理等を自らの責任により行うものとする。
4. 登録所は、原則として、登録個人情報が記録された書面の複写、複製及び加工をしてはならない。ただし、利用者への再交付の必要があるなど、合理的な理由がある場合で本組合の承諾がある場合を除く。
5. 登録所は、本条各号に定める登録個人情報の保護に関して、登録業務に従事するものが退職した場合にも問題が生じないようにするために、当該従業者に対し必要な措置を講ずるものとする。また、登録所は、本組合から要求があった場合は、本項の措置を本組合に明らかにしなければならない。
6. 登録所は、登録個人情報の開示、廃棄等をするときは、本組合が定めた記録をするものとする。

第4条（登録個人情報の取得）

登録所は、登録業務の遂行のために個人情報を取得するときは、取得の目的を開示し、本組合が定めた適法かつ適正な取扱手順に従い、個人情報を取得しなければならない。

第5条（登録個人情報の開示）

登録所は、登録個人情報の開示にあたっては、本組合の指示に従い、防犯登録の実施要綱又はガイドライン等それに準じた規定に定められた方法において行うものとする。

2. 登録所は、登録個人情報を第三者及び業務上知る必要のない従業者に開示・提供してはならない。
3. 登録所は、登録業務の委託が終了又は解除された後においても、前2項の義務を負うものとする。

第6条（登録個人情報の管理責任者）

登録所は、登録業務の遂行にあたり、登録個人情報の管理責任者を定め、その指揮のもとに登録個人情報を適切に保護しなければならない。

2. 登録所は、登録個人情報の管理責任者の氏名及び所属を書面により本組合に通知する。また、当該責任者を変更した場合も同様とする。

3. 登録所は、登録個人情報の管理責任者に、本規程に定める事項を遵守させるとともに、管理責任者を通じて、従業者にこれを理解、遵守させるために必要かつ適切な教育を施す責任を負うものとする。
4. 登録所は、登録個人情報の管理責任者に対して、登録所内に、登録個人情報を扱うことができる従業者のリストを作成させ、当該リストに関して最新の状態を維持させなければならない。

第 7 条（安全性の確保）

登録所は、登録個人情報を安全管理する義務を負うものとし、登録個人情報の紛失、漏えい等を防止し、登録所の事業所内において第三者が立ち入らない鍵のかかる書庫等に保管する等、登録個人情報の必要かつ適正な管理を行うための合理的な安全対策を講じるものとする。

第 8 条（再委託の制限）

登録所は、登録業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

第 9 条（管理状況の報告・調査）

- 本組合は、登録所に対して、登録所の登録個人情報の管理状況について、書面又は口頭による報告を求めることができ、登録所はこれに応じるものとする。
2. 本組合は、登録所の登録個人情報の管理状況を調査するため、登録所に事前に通知したうえで登録所の事業所等に立ち入ることができるものとし、登録所は本組合の調査に協力するものとする。

第 10 条（事故発生時の措置）

- 登録所は登録個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合には、ただちに本組合に報告するとともに、本人からの苦情への対応等を本組合と協議し、適切な措置を講じるものとする。
2. 登録所は、発生した事故の再発防止策について本組合と協議の上、決定した再発防止策を講じるものとする。

第 11 条（紛争）

- 前条の事故により、本組合又は登録所が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が発生した場合には、本組合及び登録所は誠意をもって協議し責任をもって対応に当たるものとする。
2. 前項の対応により本組合が第三者に対して損害賠償等を行った場合には、本組合と登録所はその負担について協議し、本組合又は登録所の責任の大きさに応じた負担を行うものとする。

第 12 条（登録個人情報の返還等）

登録所は、委託業務の終了又は保管期間の経過後について、登録個人情報が記載された資料等を、本組合の指示に従い、本組合に返還するか、消去又は廃棄するものとする。ただし、本組合が別に指示したときは、その指示に従うものとし、本組合の求めに応じて、登録個人情報の返還、消去又は廃棄に関し本組合指定の様式による書類を提出するものとする。

第 13 条（協議事項）

本規程に定めのない事項もしくは本規程の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、本組合及び登録所は対応について協議し、その結果を受けて、本組合が、条項の追加または解釈指針を定め、登録所に開示するものとする。

付則：本規程は平成 29 年 6 月 8 日より施行する。

改正個人情報保護法施行に伴う防犯登録業務の遵守事項について

平成 29 年 5 月 30 日、改正個人情報保護法の施行に伴い、自転車販売店も「個人情報取扱事業者」の扱いとなり、同法に定められた規定に基づいた対応が求められることになりました。

自転車の防犯登録については、個人情報（氏名、住所、連絡先）取得、記載があることから、当面、下記の点について必ず実施されますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

記

1. 防犯登録の手続きの場合

防犯登録のためお客様から氏名、住所、連絡先を取得する場合、必ず、防犯登録の利用目的を明示して下さい。

2. 防犯登録以外での目的で個人情報を利用する場合

防犯登録以外の目的でお店で個人情報を利用する場合、必ず、お店での利用目的をお客様に明示して下さい。

3. 本人確認書類の確認

防犯登録の手続きにおいて、本人確認書類が必要とされる場合、コピーは取らずに目視で確認のみ行い、お客様に返却して下さい。

ただし、確認した書類の種別等は店舗にて記録しておいて下さい。

4. データの開示（照会）等

(1) 所有者本人から登録データの開示（照会）請求があった場合は、本人確認をした上で開示するものとし、開示した日付を記録しておいて下さい。

(2) 警察からの問い合わせについては、必ず、所轄、担当者の名前を確認しコールバック（折り返し電話）にて対応して下さい。

(3) 本人の同意を得ないで、本人以外の第三者には開示しないで下さい。

5. 管理責任者

防犯登録に係る業務には、必ず管理責任者を置き、従業者に対しても適切な監督、指導を行って下さい。

以上